

## 女性活躍推進法にかかる 行動計画

女性の個性と能力が十分に発揮できる組織を目指し、その取り組みの一つとして管理職に占める女性の割合の向上をはかる次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年4月1日 ～ 2029年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

### 管理職に占める女性労働者の割合を40%以上とする

【取組1】 研修及び能力開発の支援

内容：男女職員に対してキャリア形成研修や管理職研修への参加を促進する。外部研修への参加や資格取得に対する支援を行う。

実施時期：2026年4月～（計画期間中継続実施）

【取組2】 進捗管理

内容：女性管理者比率の状況を年1回把握し、必要に応じて取組み内容の見直しを行う。

実施時期：2027年3月、2028年3月

3. 現状の女性管理職割合

2026年3月1日現在 38%（管理職メンバー13人中5人が女性）

4. 男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 男性の賃金に対する女性の賃金の割合
全労働者	76.9%
正社員	78.0%
パート・有期社員	92.4%

対象期間：令和6事業年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

令和8年3月31日

社会福祉法人 浜田福社会